

# バイク置場使用契約書

\_\_\_\_\_管理組合（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_号室組合員 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、甲が管理するバイク置場につき、バイク置場使用細則に基づき次のとおりバイク置場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（駐輪区画）

乙が使用するバイク置場については、次の表に定めるとおりとする。

バイク置場の表示	（区画番号）	（使用料）	円／月額
----------	--------	-------	------

## 第2条（使用者及び契約バイク）

1. 実際にバイク置場を使用する使用者及び契約バイクは、次のとおりとする。

使用者氏名	
<input type="checkbox"/> 組合員 <input type="checkbox"/> 組合員の同居人 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> 占有者の同居人	
メーカー	
種別	
車名	
登録番号	
排気量	

2. 乙は、細則第4条第2項に規定する書面で届け出ることにより、契約バイクを変更することができる。

## 第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐輪区画を、契約バイクの駐輪以外の目的に使用してはならない。

## 第4条（契約期間）

1. 契約期間は、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日までとする。
2. 契約期間満了の1か月前までに乙から書面による意思表示がない場合は、本契約は引き続き同一条件をもってさらに1年間更新されるものとする。

## 第5条（バイク置場使用料）

1. 乙は、細則第7条に定めるバイク置場使用料を同条に定めるところにより甲に支払わなければならない。
2. 前項にかかわらず、新たにバイク置場を契約した時で、契約月の使用期間が1か月に満たない場合は、暦日による日割計算の額を支払うものとする。

## 第6条（譲渡、転貸等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸並びに担保提供の権利の設定又は移転等の処分をしてはならない。

## 第7条（甲の責任範囲）

契約バイクの駐輪中若しくは入出庫中に、当該バイク又は積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

## 第8条（乙等の責任範囲）

1. 乙又はその同居人、使用人、同乗者若しくはその他関係者（以下あわせて「乙等」という。）

が、バイク置場の使用にあたって、バイク置場又はその附属施設及び駐輪中又は入出庫中の他のバイクに損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

2. 乙は、自己以外の乙等に、本契約の内容を遵守させなければならない。

第9条 (解約の申し入れ)

乙は、本契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の1か月前までに甲に通知しなければならない。なお、解約日は、解約を希望する月の末日となる。

第10条 (契約終了時の明渡し義務)

契約期間の満了、中途解約又は解除により、本契約が終了したときは、乙はただちに契約バイクを搬出し、バイク置場を甲に明け渡さなければならない。

第11条 (契約の解除)

乙等が、バイク置場使用細則若しくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知又は催告を要しないで、ただちに本契約を解除できる。

甲と乙は、以上のとおりバイク置場使用契約を締結したことを証するため、この契約書1通を作成し、記名・捺印の上、甲がそれを保有し乙はそのコピーを保有する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 \_\_\_\_\_管理組合

理事長 \_\_\_\_\_<sup>①</sup>

乙 \_\_\_\_\_ 号室

組合員氏名 \_\_\_\_\_<sup>①</sup>